**火を使用する設備等の設置（変更）届出書**

　建物の内外に、一定規模以上の炉やボイラー、乾燥設備等（以下「火を使用する設備等」という。）を設置しようとする場合は、設置工事の7日前までに届出が必要です。

　設置工事後、原則として管轄署による現地調査を行います。

　なお、本届出の届出者については、設置する建物の関係者（所有者、管理者、占有者）であり、火気使用設備等の工事施工者ではありません。

届出が必要となる火を使用する設備等

１．炉（熱風炉、多量の可燃性ガスまたは蒸気を発生する炉、据付面積２平方メートル以上の炉（個人の住宅に設けるものを除く））

　２．厨房設備（同一室内に設ける厨房設備の入力の合計が３５０キロワット以上（※）のもの）

　３．温風暖房機（入力７０キロワット以上（※）のもの）

　４．ボイラー（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令第１条第３号に定めるものを除く）

　５．給湯湯沸設備（入力７０キロワット以上（※）のもので、個人の住居に設けるものを除く）

　６．乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く）

　７．サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く）

　８．ヒートポンプ冷暖房機（入力７０キロワット以上（※）で、内燃機関によるもの）

　９．火花を生ずる設備

　10．放電加工機

　※　入力量について不明な場合、換算表より算出できます。

届出・申請方法

|  |  |
| --- | --- |
| 窓口及び郵送 | 電子申請 |
| 消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署で受付可 | 可 |

届出先及び届出・申請手順

　●届出先

　　消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署

　●届出・申請手順

**１．窓口に提出する場合（持参する書類等）【各２部（正・副）】**

* 火を使用する設備等の設置（変更）届出書
* 火を使用する設備等を設置する防火対象物の案内図、配置図及び平面図
* 火を使用する設備等の概要表、配置図（建築物等及び可燃性の物品からの離隔を記載したもの）、立面図、構造図、電気配線図（制御回路図を含む）、仕様書
* 火を使用する設備等を設置する室の平面図、構造図、室内仕上表、建具表、煙突等その他ダクトの系統図
* その他補足資料等

**▲注意事項**

・窓口での受付は、午前8時３０分～午後5時１５分となります。（消防本部予防課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）

・設置工事完了後、管轄署による現地調査を実施しますので、あらかじめ、または受付時に日程について相談してください。

　　**２．郵送する場合（封入する書類等）【各２部（正・副）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等
* 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

　　**▲注意事項**

・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。

・設置工事完了後、管轄署による現地調査を実施しますので、あらかじめ日程について相談をするか、または、受付後に日程調整のご連絡をさせていただきます。

　　**３．電子申請する場合【各届出書1部（正）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署のメールアドレス宛に送付してください。

　　▲**注意事項**

　　　・設置工事完了後、管轄署による現地調査を実施しますので、あらかじめ日程について相談をするか、または、受付後に日程調整のご連絡をさせていただきます。

・その他、電子申請に関する注意事項については、ホームページをご確認ください。

その他

・設置する火を使用する設備等によって、構造、離隔距離及び設置方法等が異なりますので、事前に消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署にご相談ください。

問い合わせ先

消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署

電話番号等の連絡先は、[消防本部・消防署　総合案内](https://www.city.sakata.lg.jp/bousai/syobokyukyu/syobohonbugaiyo/fire-information.html)でご確認ください。